

# 韓国の知識財産基本法案の制定経緯



社団法人 知識財産フォーラム 会長 **金 明 信**

## 1. はじめに

日本が2002年11月に知的財産基本法を国会で通過させたとの知らせを聞いて、その内容を検討し始めた2005年の春、私は漢陽大学の法学科の尹宣熙教授と共に、日本の総理大臣直属機関である知的財産戦略推進事務局の荒井寿光元局長を表敬訪問する機会を得た。この訪問は、日本弁理士会の元会長である下坂スミ子氏が仲介して下さった。私はこの訪問を通じて、韓国は狭い国土に比較的教育熱が高い多くの人口を有しているにも拘わらず、天然資源が不足しているために日本のような知的財産基本法の制定が必要であることを切実に感じた。

## 2. Intellectual Property なる用語の翻訳

ここにおいて、Intellectual Property という用語に対して日本では「知的財産」と翻訳しているが、中国では「知識産権」としており、台湾では「智慧産権」と翻訳している。このような状況下において、韓国でも最初は日本と同様に知的財産という用語を使用し始めたものの、知的というハンゲルの発音が漢字の地籍と同じであって、あたかも不動産に関連した新たな財産と誤認する人が現れるようになった。

よって、一般人も容易に分かる用語として、「知識財産」という用語を知識経済 (Knowledge Economy) に含めて説明すると理解しやすいものと思われ、その後、韓国特許庁も知識財産という用語を使用するようになり、日本においていう知的財産が韓国では知識財産という用語に変更・使用するようになった。

## 3. 創立総会

その後、2005年8月30日に“いまや知識財産である。”、“知識財産の創造と保護が人材を育てる近道である。”、“知識財産の力は文化芸術と科学技術の結合から現れる”、“知識財産のみが未来を生かす道である”、“知識財産がまさに国家競争力である”という

キャッチフレーズのもと、全国経済連合会会長姜信浩氏、ハナ銀行理事会議長 金勝猷氏、韓国科学技術研究院院長 金有承氏、韓国貿易協会会長 金在哲氏、大韓商工会議所会長 朴容晟氏、株式会社ソウル放送社長 安國正氏、高麗大学総長 魚允大氏、韓国発明振興会会長 李龜澤氏、科学技術処元大臣 李祥義氏、韓国芸術文化団体総連合会会長 李城林氏、大韓弁護士協会元会長 李世中氏、文化観光部元大臣 李御寧氏、映画監督 林權澤氏、毎日経済新聞社会長 張大煥氏、延世大学総長 鄭暢泳氏、韓国科学技術団体総連合会会長 蔡永福氏、株式会社文化放送社長 崔文洵氏等、韓国内の著名人40名が発起人として参与したなか、知識財産フォーラムの創立総会を持った。

## 4. 知的財産分野の運動

振り返ってみると、私は大韓弁理士会会長 (1996～1998) の在職時、弁理士試験科目に民事訴訟法を2次必須科目として採択するように推進したことがあり、不足した予算を埋めるために募金キャンペーンを行いながら弁理士共済基金を借り、現在の弁理士会館を設立した。また、高等裁判所級の特許法院設立のためのキャンペーンを成功裏に行い、1998年3月2日に特許法院の設立を見守りながら、韓国においては初めて知的財産に関する民・刑事判例集を発行したところがある。さらに、弁理士の訴訟代理権の確保のために大法院長 (最高裁判所長に当たる) に建議し、司法研修院 (司法試験に合格した者のための修士過程の国立大学院) の教授たちが民事訴訟実務に関する教育を弁理士に実施するようになったところがある。

又、弁理士としての最後の奉仕としてアジア弁理士会会長 (2000～2003) に引き続き、今度は弁理士としては職業を離れて生涯の最終奉仕として、日本のように韓国においても知識財産基本法を制定することに私のすべての情熱を捧げることを決心するようになった。

## 5. 日本の知的財産基本法の背景と役割に関する討論会

一方、2005年10月10日には知識財産基本戦略の樹立のための討論会を開催し、2005年11月9日には産業資源部大臣が参席したなかで李御寧文化部元大臣が“DigitalとAnalogの結合文化”に関して、日本知的財産戦略推進事務局の荒井寿光元局長が“知的財産基本法の背景と役割”に関してそれぞれ講演した。

## 6. 最初の知識財産基本法案

2006年7月6日にはハンナラ党の李秉錫議員が代表発議した知識財産基本法案に関する大討論会を開催したが、この行事には産業資源部（部は省に当る）、科学技術部、文化観光部、情報通信部、特許庁および文化日報が後援し、すべての政府部処がこの法案の趣旨に賛成した。

この法案の基本内容は次の通りである。

『知識財産政策と関連がある関係部処の大臣達と、この分野の専門家を含めて20名以内で構成された国家知識財産委員会を新設し、委員長は大統領が引き受ける。知識財産基本法であるだけに、知識財産関連法規はいずれもこの法の趣旨に合うように改正しなければならず、国家知識財産委員会は知識財産に関する国家戦略を調律・樹立するようにし、実務的な機構としては知識財産戦略推進団を新設して、団長は大臣級とする』。

その後、ハンナラ党の金暎宣議員と鄭成湖議員がこれと類似した知識財産基本法案をそれぞれ提出したことがある。

## 7. 国会で社団法人設立認可

2006年8月24日には知識財産フォーラムが国会から社団法人設立の許可を受けるようになった。

法人設立の許可は通常、行政部処で受けるのが一般的であるが、知識財産政策はその取扱い行政部処が多いため、そのある一つの部処に属するようになれば他の部処から誤解を受ける余地があったことから、あえて国会から法人設立の許可を受けるようになったのである。

## 8. 国会主催の法案公聴会

2006年11月2日には、国会の産業資源委員会主催

で李秉錫議員が発議した知識財産基本法案に関する公聴会を開催したが、すべての関係部処と関連団体が賛成した。

2008年5月19日、大韓弁理士会、高麗大学、法律消費者連盟と知識財産フォーラムは知識財産強国建設のための討論会を開催するなど最善の努力を傾けたが、2008年5月29日に終了する韓国の17代国会では、知識財産基本法案が通過することができずに破棄された。

## 9. 知識財産基本法案の修正

一方、知識財産フォーラムは政府部処の統廃合のために最初に準備した法案に字句の修正をせざるを得ず、2008年5月30日に始まった18代国会に提出する新しい知識財産基本法案を準備した後、2008年11月20日には知識財産フォーラムと毎日経済新聞社が共同で国家競争力向上のための紙上懇談会も開催した。

## 10. 大統領首席秘書官に知識財産基本法案に対するブリーフィング

2008年12月1日には、大統領秘書室所属の朴宰完国政企画首席秘書官に知識財産基本法案制定の必要性に関してブリーフィングする機会があり、その方はこの法案に対して支持をした。

## 11. 韓・日国際セミナー

その後、2009年5月27日には、韓国国会において鈴木隆史日本特許庁元長官と日本の知的財産戦略本部の佐藤辰彦常任委員、また韓国の数多くの国会議員を招請して知識財産活性化のための韓・日国際セミナーを開催したが、このセミナーは4時間に亘って国会TV放送で生中継までされた。

## 12. 大統領の指示による政府法案審議の着手

2009年7月29日には大統領傘下の諮問機構である国家競争力強化委員会でも知識財産基本法制定の必要性について大統領に報告し、ついに知識財産基本法を制定して、国家知識財産委員会を新設するようとの指示とともに、13ヶ所の関係部処と協議して法案を遅くとも2010年4月までに作るが、その実務は国務総理調整室大臣の責任の下に行うようとの指示が下された。

これにより、これまで議員立法としてのみ推進していた法案が、ついに政府案として制定されるようになった。

### 13. 新たな知識財産基本法案の提出

これとは別途に、与党であるハンナラ党の李鐘赫議員が、国会議員 102 名の署名（全体の国会議員数は 298 名である）を受けて、2009 年 11 月 4 日付で知識財産基本法案を国会に提出した。

この法案の主な内容は、17 代国会に提出した李秉錫議員の法案と大同小異であるが、ただ国家知識財産委員会の委員長が国務総理となっていたことから大統領制の国家において国務総理の役割が内閣責任制の国家の総理大臣とは格段の差があるという点を挙げて知識財産フォーラムが強力に建議したところ、国務総理となっている委員長を大統領に変える修正法案を提出する予定である。

### 14. 政府が設けた知識財産基本法案

2009 年 7 月 29 日、大統領の指示に従って、政府の 13 個の関係部処が合同で設けた知識財産基本法案が国務総理名義で 2010 年 4 月 16 日に立法予告された。この法案の特徴は国家知識財産委員会の委員長として国務総理と民間人の二人となるという点の特徴である。

これに対して、委員長は大統領が引き受けなければならないという意見書を提出する予定である。

韓国の政府は、この法案を 2010 年 9 月に国会にて通過させる予定である。

### 15. 知識財産基本法案に対する一般世論

このような状況において、政府が準備した立法案と国会議員が準備した立法案がそれぞれ韓国国会に提出

される予定であるが、このような場合、二つの法案が同時に検討されつつ合併されるか、またはいずれか一つの法案が取り消されるのが一般的な慣例である。

知識財産基本法案に関する韓国国民の認識は未だ不備であるが、各種言論や政府各部処、国会議員などいわゆる世論を形成する社会指導層ではその必要性を十分に認識しており、韓国の未来設計に必ず必要な法であるという点について理解されているものと考えられる。

### 16. まとめ

これまでこのような運動を展開しながら、日本の知的財産戦略推進事務局の元局長である荒井寿光氏、直前の局長である素川富司氏と現在の局長である近藤賢二氏からも数多くの高見を聞くことができたことは感謝している。

このたびの韓国政府の法案には、知識財産に関する価値評価をする政府機構の設立に関する根拠条文を設けた。国際的な先例がないという点、難しい課題ではあるが、ベンチャー企業や中小企業の伝統的な障害である金融問題を根本的に解決する契機となることを願う。

また、貿易における輸出保険公社の役割のように、知識財産分野にも知識財産保険公社を設立して金融分野のリスクを分散する画期的な契機も設けられることを期待する。

最後に、法案の制定と、これに関連した国民啓蒙を主な設立趣旨として活動している知識財産フォーラムの 3 名の共同会長のうちの一人である本人は、韓日両国が相互に協力して東北アジアにおいて国家競争力を備えた知識財産強国として跳躍し、国際的に知識産業のメッカとなることを願うものである。

(原稿受領 2010. 2. 23)